

Q

《不動産の処分について代理権を付与されている場合》

12

被保佐人の自宅の処分

被保佐人は、入院が長引いており、自宅に戻ることは難しいようです。被保佐人の自宅が空き家になっていて不用心なので、売却したいと思っています。問題がありますか。



A

被保佐人が住んでいた家の売却，取り壊し，または，借りていたアパートの契約の解除などには，家庭裁判所の許可が必要です。

【自宅の処分とは】

被保佐人の生活を考えると，住まいは最も重要な問題です。被保佐人の自宅を処分する時は，被保佐人の生活に支障を来さないよう，事前に家庭裁判所の許可を得なければならないことになっています。

ここにいう処分とは，売却や取り壊しだけでなく，賃貸（人に貸すこと），抵当権の設定（借金の担保にすること）なども含みます。

許可を受けずに処分すれば，その契約は無効です。

【自宅の処分の必要が生じた場合】

自宅の処分の必要が生じたら，早めに家庭裁判所にご相談ください。「被保佐人の居住用不動産の処分の許可」の申立てをしていただくこととなります。